

(仮称) 高島市新ごみ処理施設整備・運営事業

基本協定書 (案)

令和8年4月

高 島 市

(仮称) 高島市新ごみ処理施設整備・運営事業

基本協定書

(仮称) 高島市新ごみ処理施設整備・運営事業 (以下「本事業」という。) に関して、高島市 (以下「発注者」という。) と、_____ (以下「代表企業」という。) を代表企業とする _____ グループの各構成企業 (以下総称して「落札者」といい、個別に「構成企業」といい、そのうち、末尾記名捺印欄に「建設事業者」「管理運営企業」として記名捺印した当事者をそれぞれ「建設事業者」「管理運営企業」という。) は、以下のとおり合意し、本基本協定書 (以下「本協定」という。) を締結した。

(目的と用語)

- 第1条 本協定は、本事業に関し、落札者が本事業の入札手続における落札者として決定されたことを確認し、発注者と落札者および落札者の設立する特別目的会社 (以下「SPC」といい、落札者とSPCを総称して「事業者」という。) の間において、本事業に係る設計・建設業務および管理運営業務の一括発注に係る基本事項について定める基本契約 (以下「基本契約」という。) ならびに当該各業務の詳細について定める各契約 (基本契約と併せて以下「特定事業契約」という。) を締結することを目的として、それに向けての発注者および落札者双方の義務について必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 本協定において使用されている用語は、本協定において別段の定義がなされている場合または文脈上別異に解される場合を除き、本事業の入札手続に係る入札説明書に定義された意味を有するものとする。

(当事者の義務)

- 第2条 発注者および落札者は、特定事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。
- 2 落札者は、特定事業契約の締結のための協議において、本事業の入札手続における発注者および「高島市ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会」の要望事項または指摘事項を尊重するものとする。

(SPCの設立)

- 第3条 落札者は、第5条第1項の定めるところに従って特定事業契約の仮契約を締結するまでに、会社法 (平成17年法律第86号。以下「会社法」という。) 上の株式会社である取締役会設置会社、監査役設置会社、かつ、株券不発行会社として、本事業に係る管理運営業務の実施のみを目的とし、決算期を3月末日とするSPCを本事業において整備される各施設 (以下総称して「本施設」という。) 以外の高島市内のいずれかに設立し、その商業登記簿履歴事項全部証明書を発注者に提出し、SPCをして定款並びに株主名

簿の原本証明付写し及び印鑑証明書の原本を発注者に提出させるものとする。落札者は、S P Cの本店所在地が変更される場合、S P Cをして、発注者に対し、事前に書面で通知させるものとする。ただし、落札者は、本協定の終了に至るまで、S P Cをして、高島市以外の土地に移転させないものとし、かかる本店所在地の変更に係る定款変更議案に賛成しないものとする。

- 2 S P Cの株式は譲渡制限株式の1種類とし、落札者は、S P Cの定款に会社法第107条第2項第1号の定めを規定し、これを発注者の事前の書面による承諾なくして削除または変更しないものとする。
- 3 落札者は、S P Cへ出資する構成企業（以下「構成員」といい、構成員以外の構成企業を「協力企業」という。）をして、次の各号に定める事項を遵守させるものとする。
 - (1) 本施設のうちの焼却施設のプラント設備の設計・建設を担当する建設事業者は構成員となるものとする。
 - (2) S P Cから本施設の管理運営業務のうちの運転管理業務または維持管理業務を直接受注する管理運営企業は構成員となるものとする。
 - (3) 構成員以外の第三者の出資を認めないものとする。
 - (4) 代表企業の出資比率は、S P Cの出資者中最大とする。

(株式の譲渡等)

第4条 落札者は、本協定の終了に至るまで、S P Cまたは構成員が、次の各号に定める行為のいずれかを行う場合、事前にその旨を発注者に対して書面により通知させ、その承諾を得たうえで、これを行わせるものとする。

- (1) 構成員以外の第三者に対するS P Cの株式の譲渡、担保権設定またはその他の処分
 - (2) 構成員以外の第三者による出資を認めることとなる新株または新株予約権の発行その他の方法による増資
 - (3) 前各号のほか、前条第3項各号に定める事項のいずれかを遵守できなくなる新株または新株予約権の発行その他の方法による増資ならびに構成員間でのS P Cの株式の譲渡、担保設定その他の処分
- 2 前項の定めるところに従って発注者の承諾を得て前項各号に定めるいずれかの行為を行った構成員は、自らまたはS P Cをして当該行為に係る第三者との間の契約書、変更後の定款の写しその他発注者が必要とする書面の写しを、当該行為後速やかに、当該第三者作成に係る発注者が定める書式の誓約書を添えて発注者に対して提出するものとする。

(特定事業契約)

第5条 落札者は、発注者との間において、次の各号の定めるところに従って特定事業契約を締結せしめる。

- (1) 基本契約

落札者は、令和8年11月頃を目途として、発注者との間で基本契約の仮契約を自ら締結しかつSPCをして締結せしめる。

(2) 建設工事請負契約

落札者は、基本契約の仮契約締結日と同日付にて、事業者提案に定める建設事業者をして発注者との間で建設工事請負契約の仮契約を締結せしめる。

(3) 管理運営委託契約

落札者は、基本契約の仮契約締結日と同日付にて、SPCをして発注者との間で管理運営委託契約の仮契約を締結せしめる。

2 前項の仮契約は、建設工事請負契約の締結について高島市議会の議決を得たときに特定事業契約は一体のものとして本契約としての効力を生ずるものとする。

3 前二項の定めにかかわらず、特定事業契約に係る本契約の成立前に、次の各号に定めるいずれかに該当する場合（以下「デフォルト発生」という。）、発注者は、特定事業契約に関し、仮契約を締結せず、高島市議会に対する特定事業契約の承認等に係る議案を提出せずまたは本契約を成立させないことができるものとする。

(1) 本事業の入札手続に関して、構成企業の全部または一部が次の各号のいずれかに該当する場合。

① 公正取引委員会が、構成企業に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項もしくは第2項（独占禁止法第8条の2第2項および第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項もしくは第3項、第17条の2または第20条第1項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。

② 公正取引委員会が、構成企業に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項および独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。

③ 構成企業の役員または使用人について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6または同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(2) 構成企業の全部または一部が次の各号のいずれかに該当する場合。

① 役員等（構成企業の役員またはその支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本項において同じ。）または暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

② 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると

認められるとき。

- ③ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ⑤ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥ 特定事業契約の履行に係る下請契約、資材または原材料の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- ⑦ 構成企業が、①から⑤までのいずれかに該当する者を特定事業契約の履行に係る下請契約、資材または原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）において、発注者が構成企業に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、構成企業がこれに従わなかったとき。

(3) その他、事由のいかんを問わず、構成企業の全部または一部が発注者の指名停止の措置を受けたときまたは本事業に係る入札書類に定められた入札参加資格要件を喪失したとき（ただし、発注者の指名停止の措置を受けまたは入札参加資格要件を喪失する前に、発注者と協議のうえ、発注者の承諾を得て必要な措置を講じた場合を除く。）。

- 4 落札者は、前項の定めに従うほか、前項第1号又は第2号に該当する場合には、本事業の落札金額ならびにこれに係る消費税および地方消費税相当額の合計金額の10分の1の割合に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払う義務を連帯して負担するものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、デフォルト発生により発注者が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について発注者が落札者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる落札者の損害賠償債務も連帯債務とする。
- 5 落札者は、発注者と事業者との基本契約の仮契約の締結と同時に、構成員をして、別紙1の書式による出資者保証書を作成させて発注者に提出させるものとする。

(準備行為)

第6条 特定事業契約の成立前であっても、落札者は、発注者の防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金の申請支援を行うものとし、また、自己の責任および費用で本事業に関して必要な準備行為を自ら行いまたはSPCをして行わせることができるものとする。

- 2 落札者は、前項の定めるところに従ってなされた準備行為の結果をSPCに承継する

必要がある場合には、特定事業契約成立後速やかに必要な承継手続を講じるものとする。

(特定事業契約の不調)

第7条 事由の如何を問わず、特定事業契約の全部が成立に至らなかった場合には、本協定に別段の定めがない限り、既に発注者および落札者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定が締結された日を始期とし、特定事業契約の本契約成立日を終期とする期間とし、当事者を法的に拘束するものとする。

2 前項の定めにかかわらず、特定事業契約の全部が成立に至らなかった場合には、特定事業契約の全部が成立に至り得ないことが確定した日をもって本協定は終了するものとする。ただし、本協定の終了後も、第7条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(秘密保持等)

第9条 発注者および落札者は、本協定または本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行または本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

(1) 開示の時に公知である情報

(2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(3) 開示の後に発注者または落札者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報

(4) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

(5) 発注者および落札者が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

(2) 法令に従い開示が要求される場合

(3) 権限ある官公署の命令に従う場合

(4) 発注者が守秘義務契約を締結した者に開示する場合

(5) 落札者がSPCに開示する場合

- 4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、本協定または本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。
- 5 落札者は、本協定または本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、発注者の定める諸規定を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第10条 本協定に関する訴訟の提起または調停の申立てについては、大津地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補足)

第11条 本協定に定めのない事項について必要が生じた場合、または本協定に関し疑義が生じた場合は、高島市契約規則（平成19年高島市規則第22号）および高島市建設工事執行規則（平成17年高島市規則第35号）その他関係諸法令の定めるところに従うほか、必要に応じて発注者および落札者が誠実に協議して定めるものとする。

(以下余白)

以上の証として、本基本協定書を当事者数分作成し、各当事者がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和____年____月____日

(発注者)

(落札者) <代表企業/建設事業者>

[所在地]

[商号]

<管理運営企業>

[所在地]

[商号]

高島市 御中

出 資 者 保 証 書

(仮称) 高島市新ごみ処理施設整備・運営事業 (以下「本事業」という。) に関し、____
__ (以下「代表企業」という。) を代表企業とする____グループの構成企業である代表企
業、____、____…… (以下総称して「当社ら」という。) は、当社らが高島市 (以下「貴
市」という。) および(SPC名) (以下「SPC」という。) との間において本事業に係る
設計・建設業務および管理運営業務の一括発注のために令和____年____月____日付で締結
した本事業に係る基本事項について定める基本契約ならびに本事業に係る設計・建設業務
および管理運営業務の詳細について定める各契約につき、本書の日付でもって、貴市に対し
て下記各項に定める事項を誓約し、かつ、表明および保証致します。

記

- 1 SPCが、令和____年____月____日に、会社法 (平成17年法律第86号。以下「会社
法」という。) 上の株式会社である取締役会設置会社、監査役設置会社、かつ、株券不発
行会社として適法に本事業において整備される各施設 (以下総称して「本施設」という。
以外で高島市____を本店所在地として設立され、かつ、本書の日付現在有効に存在し
ている。
- 2 SPCの株式は譲渡制限株式の1種類であり、SPCの定款には会社法第107条第
2項第1号の定めがなされている。
- 3 SPCの発行済株式総数は、____株であり、そのすべてを、当社らが保有しており、____
株は代表企業が、____株は____が、____株は____が、____株は____が保有してい
る。
- 4 次の各号に定める行為のいずれかを行う場合、事前にその旨を貴市に対して書面によ
り通知し、その承諾を得たうえで、これを行うものとし、かつ、貴市の承諾を得て当該行
為を行った場合には、当該行為に係る契約書の写しを、その締結後速やかに、当該第三者
作成に係る貴市が定める書式の誓約書、変更後の定款の写しその他貴市が必要とする書
面を添えて貴市に対して提出すること、ならびに、かかる手続による場合を除くほか、本
事業が終了するときまで、SPCの株式の保有を取得時の保有割合で継続することを誓
約する。
(1) 当社ら以外の第三者に対するSPCの株式の譲渡、担保権設定またはその他の処分
(2) 当社ら以外の第三者による出資を認めることとなる新株または新株予約権の発行そ

他の方法による増資

(3) 前各号のほか、次のいずれかに抵触する新株または新株予約権の発行その他の方法による増資ならびに当社らの間でのSPCの株式の譲渡、担保設定その他の処分

- ① 本施設のうちの焼却施設のプラント設備の設計・建設を担当する建設事業者は構成員となるものとする。
- ② SPCから本施設の管理運営業務のうちの運転管理業務または維持管理業務を直接受注する管理運営企業は構成員となるものとする。
- ③ 構成員以外の第三者の出資を認めないものとする。
- ④ 代表企業の出資比率は、SPCの出資者中最大とする。

(4) 運営期間中におけるSPCの資本金の額を【●】円未満にする減資

5 SPCの資本金は、本施設の供用開始までに_____円以上とし、運営期間に渡って、これを維持し、貴市の事前の書面による承諾なくして当該資本金の額を【●】円未満にする減資をしないことを誓約する。

以 上